

## 令和元年第3回定例会議事日程（第2号）

令和元年9月6日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第32号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第33号 吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第34号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第35号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第36号 吉富町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第37号 吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第38号 吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第39号 吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第40号 吉富町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第41号 吉富町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第42号 平成30年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第43号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第44号 平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第45号 平成30年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第46号 平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第47号 平成30年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第18 報告第6号 平成30年度吉富町健全化判断比率の報告について

- 日程第19 報告第7号 平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 日程第20 報告第8号 平成30年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第21 議案第48号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第49号 令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第50号 令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第51号 令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第52号 教育長の任命について
- 日程第26 議案第53号 教育委員会委員の任命について

令和元年第3回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和元年9月6日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 9月6日 10時00分

応 招 議 員 1 番 角畑 正数 6 番 太田 文則  
 2 番 向野 倍吉 7 番 梅津 義信  
 3 番 中家 章智 8 番 岸本加代子  
 4 番 矢岡 匡 9 番 横川 清一  
 5 番 山本 定生 10番 是石 利彦

不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	会計管理者	奥家 照彦
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	永野 公敏
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	石丸 貴之
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美	監 査 委 員	守口賢二郎

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	竹内 一代

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事に入ります前ではございますが、総務課長から議案書及び配付資料の、さらに企画財政課長から一般会計補正予算（第4号）の訂正をしたい旨の申し出があります。

総務課長の発言を許可いたします。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まことに申しわけございません。議案書と新旧対照表に誤りがございましたので訂正をお願いいたします。

訂正箇所はお手元にお配りした正誤表、議案第41号に記載をしております。議案書は20ページでございます。20ページの下から4行目の最後から下から3行目にかけて、「第3号を除く各号に改める」とございますが、この「第3号」が「第2号」の誤りでございましたので訂正をお願いいたします。

同じく新旧対照表13ページでございます。左枠の改正案の下から4行目、「（1）第1号前条第3号を除く各号」の「第3号」を「第2号」に訂正をお願いいたします。まことに申しわけございませんでした。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長、発言を許可します。

○企画財政課長（奥田 健一君） まことに申しわけございません。同じく議案第48号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第4号）にも誤記がありましたので訂正をお願いするものでございます。

正誤表をお配りしておりますが、その正誤箇所でございますが、一般会計補正予算書（第4号）の6ページ、第2表、債務負担行為補正でございます。京築広域市町村圏事務組合に対する負担金のうち、平成30年度同意債に係る元利償還金、表中の限度額を訂正いたします。書かれている金額は「33100」になっておると思いますが、正しいのは「2884」でございます。訂正をお願いいたします。

続きまして、同じく補正予算書（第4号）の22ページでございます。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。京築広域市町村圏事務組合に対する負担金のうち、平成30年度同意債に係る元利償還金の表中の限度額、次に当該年度以降の支出予定額、さらに左の財源内訳の一般財源額を訂正をお願いいたします。起債されているのは「33100」になっておると思いますが、それを「2884」に訂正をお願いするものでございます。

実は、京築広域市町村圏事務組合が起債をしたことに伴う元利償還金の吉富町負担分のみの計上をすべきところを誤って、その起債額を計上しておりました。大変申しわけございませんでした。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ただいま総務課長並びに企画財政課長から発言がありました内容のとおり、議案第41号と48号の訂正を承認いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議がございませんので、議案第41号と議案第48号の訂正は承認されました。

議事を進めます。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、山本議員、太田議員の2名を指名いたします。

---

#### 日程第2. 議案第32号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第2、議案第32号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 議案第32号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてです。

標記の条例案を別紙のとおり提出するというので、現在、本町では中津市を中心とした九州周防灘地域定住自立圏の加入につきまして、その協定の締結に向け協議を進めているところでございます。この定住自立圏とは、中心市とその周辺自治体がそれぞれの魅力を発揮して相互に分担し、連体、協力することによって圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方への人の流れを創出するものでございます。

今回、定住自立圏形成協定において、その締結または変更等に当たり、地方自治法に基づく議会の議決を経たものとするため、条例を制定するものでございます。

それでは、議案書の2ページをお開きください。

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例。

第1条、目的です。この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規

定に基づき、吉富町議会の議決すべき事件について定めるものとする。

地方議会の議決すべき事項については、地方自治法第96条第1項の各号に示されておりますが、同条第2項において条例で議決事件を追加することができるかとされておるところでございます。

次に、第2条、議決すべき事件についてです。議会の議決すべき事件は、定住自立圏形成協定の締結もしくは変更または当該協定の廃止を求める旨の通告に関することとする。

今回、地方自治法に基づく議会の議決を経たものとするため、定住自立圏形成協定の締結等の通告に関することを議決事項として追加したものでございます。

最後に、附則についてです。この条例は公布の日から施行する。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超える事ができないようになっておりますので、よろしくお願ひいたします。なお、質問者、答弁者の発言は、挙手し「議長」と発声のあと、私から発言の指名を受けてから行っていただきます。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） この議案第32号に関して質疑します。

当協定の相手先、一応どこの市町村とか、そういうのが含まれるのかというのが1点と、またその対象は今後ふえることもあるのかどうなのか、そういうことはどうなのか。そのときの主体、それを決める主体はどこになるのか。ちょっとその辺が分かれば教えてください。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回の協定につきましては、中心市である中津市と協議の上、協定を結ぶものでございます。ですから、本町と中津市の間での協定を結ぶということになるわけでございます。

それから、主体につきましては協定内容によりまして中津市と吉富町、さらにほかの市町に及ぶ協定内容といいますか事業内容もございまして、そういったところにつきましては関係の市町と全て協議をするようになるわけでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回の協定自体は中津と1対1でやるんでしょうけど、今後この協定の中にどういうところが含まれるのか大体わかれば、吉富の方はわからないんで、定住自立

圏というのは12年間これずっとやっていない話なんで、今後どういう地区が入るのか。実際の話、今、定住自立圏がある中にうちが入るんで関係というところはどこかあるのかというのをちょっと教えてください。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） この定住自立圏につきましては、中津市が中心地ございまして、大分県側はあと豊後高田市、宇佐市がございます。福岡県側につきましては上毛町、それから豊前市と築上町等があるわけがございます。そういったところと今後事業につきましても連携していくところは連携していくというような形になろうかと思えます。

今言った市町と協定を結ぶというようなニュアンスで発言しましたが、協定はあくまでも中津市としますが、そういったほかの市町とは関連を持つということでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） よくわかりました。

もう一点だけ確認したいんですけど、この協定に関して、今後これが条例化された後にうちの議会としての関与、関与というか説明とか例えば協議会的なものがあるのかとか、その辺は今回、先ほども言ったように住民に対して説明するために今後議会がどうなるかというのを議会の関与、わかると思うけど、その説明があればお願いします。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回これを御議決いただいた後でございますが、スケジュールとしては協定議案の上程ということで、それを今のところ12月議会というふうに予定はしておるところでございます。ただその協定の内容については今後詰めていきますので、その段階で議員の皆様には全協等ではお話をしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 私は、今、同僚議員が質問したことの以前にこの条例については日本語を解する人であるならば聞くまでもないんでしょうけど、あえて大事なことなので確認の意味で日本語はわかっているつもりですけど聞かせていただきます。

今回の条例は、あくまでも協定の締結有無の是非ではなく定住自立圏形成協定のための、これ書いているとおり吉富町議会の議決すべき事件についてそれを俎上に上げていいか、どうかというふうな条例というふうに私の中では受けとめられるんですけども、私の解釈でよろしいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

おっしゃるとおりでございます。今回の96条の第2項では、地方議会で定めることができるものをそこに定めるようになっていきますので、定住自立圏の協定に向けての議決をそこに上程したというわけでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私はこの2条がちょっとよくわからないのでお聞きしたいんですけど、締結、変更、廃止があるんですけど、締結に関して言えば、締結を求める旨の通告に関することでしょう。ということは、吉富町は締結することに決めましたよと、そのことを相手先である中津市に通告するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

それとあわせて、締結、変更、廃止も一緒かもしれませんが、締結に至るそのプロセスの説明をお願いしたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

先ほどの第2条のところに書いていますように、定住自立圏形成の協定ということです。締結、もしくは変更または当該協定の廃止を求める旨の通告というふうに、こういうふうに締結、変更、通告というようなことでセットになっているということでございます。

それとあと、この流れでございますが、先ほど言いましたように今から協定案の内容については協議が今から進んでいくわけでございます。それをもちまして、予定としましてはこの12月の議会に上程できるように準備を進めていきたいということで12月の協定案の上程というようなことで予定をしているというところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私はそこを聞いたのではなくて、この通告に関する事となっているので、通告はどこにするんですかというのが1つ。

それから、協定に対していろいろ話し合うというのはわかるんですけど、では本当に定住自立圏協定が2つの自治体で締結されたということがどこでもって締結されるのか。締結された後に議会を通すのかとか、議会でそのことを決めた後にそれが成立するのかとか。そういったところをお聞きしたいんですけど。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 先ほども言いましたように12月の段階で協定議案の上程とい



うことで予定しております、その後実際協定の調印式等がございまして、そこには首長、それから議会からの議長というようなことでその調印式には加わっていただくというようなことになります。その後ビジョンの公表というところでこの定住自立圏の形成といいますか、その中に加わったということが確定されるようになってくるわけでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 3回目です。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が理解しづらいのかもしれませんが、議会はどうかかわるんですか。議会が承認しないでいいんですか、それは。ということ、3つあります。通告に関することでしょう。廃止を求めますとか、締結を求めますということをごどこかに通告するわけでしょう、これは文章からすれば。通告に関する、通告は相手方にするのかどうかという、そのこと、もう一つは今度は廃止をする場合です。廃止をする場合に一方がもうやめたいといったときにそれは成立するのか。あるいはこっち側がやめたいと言っても、こっち側がいややめたくありませんと言ったらそれはだめなのか。そこら辺をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

通告をということでおっしゃっていますが、この通告はあくまでも1対1で結んでいるところの中心市に通告をするような形になろうかと思えます。

それとあと議会のかかわり方というところでございますが、この12月に予定しております協定議案の上程、これが御議決いただければ、その先の協定の調印とかそういうのはあり得ない話でございますので、この議会のかかわりはまずは協定案の御議決いただく、これが議会の大きなかかわりになろうかと考えているところでございます。

廃止につきましても廃止に当たっては、構成している議会の議決をもって廃止ということを決定されましたら、それを相手に廃止の通告をするということで、ある時期的なものはまだちょっと年度末であるのかどうかというのはわかりませんが、そういうふうなところの協定からは外れていくようになると思えます。

以上です。（「だから、両方が合意しないとだめなのか」と呼ぶ者あり）

○議長（是石 利彦君） 一方通行でできるのかと。いいですか。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 一方で廃止が決まった場合、先方のほうにそれを伝えて一方的に脱会といいますか、そういうのができるかどうかというのはちょっと今後調べさせていただきたいと思えます。ちょっと今その回答は持っていませんので、ちょっと調べさせていただくということで御了承願いたいと思えます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。よって、議案第32号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

### 日程第3. 議案第33号 吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第33号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内容について説明をいたします。

議案書の4ページと、あわせまして資料ナンバー1ページ、新旧対照表で説明をいたしたいと思っております。

今回の条例改正につきましては、社会において旧姓を使用しながら活躍する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧姓をしやすくなるようとの国における閣議決定などを踏まえ、住民基本台帳法施行令の一部が改正されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領においても、一部改正が行われております。

この改正の内容につきましては、「氏に変更があった者は住民票に旧氏の記載を求めることができる」とされたため、印鑑登録証明書におきましても、旧氏を併記することができるようになりました。そのため、町における印鑑登録に関する条例について、所要の規定の改正を行うものであります。

では、議案に沿って説明をさせていただきます。

吉富町印鑑条例（昭和49年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第3条中「持参（印鑑登録申請書）」を「持参し、印鑑登録申請書」に改める。

この改正につきましては、事務処理要領の改正に伴い、字句の修正を行うものであります。

第5条第1項第1号中「氏、名」の次に、「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、「組み合わせたもので、」を「組み合わせたもので」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。こ

の第5条第1項第1号及び第2号の改正規定につきましては、登録する印鑑の規制について規定をしておりますが、旧氏での印鑑登録ができることに伴う改正であります。

第1号におきましては、登録する印鑑につきまして、氏名、氏、名、外国人住民の通称、または、それらを組み合わせたものでないもの。また、第2号において、職業、資格、その他の氏名などをあらわしているものは登録できない規定となっておりますが、旧氏について追加するものであります。

第12条第1項第3号中「氏名、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。この改正規定につきまして、氏名、氏、名、もしくは通称に変更があった者につきましては、印鑑登録を抹消しなければなりません。旧氏で登録している者についても、氏に変更があった場合は、同様に抹消になるための追加であります。

なお、この改正条例の施行日につきましては、印鑑登録証明事務処理要領の改正日と同じく令和元年11月5日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(是石 利彦君) 住民課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対し、御質疑はありますか。山本議員。

○議員(5番 山本 定生君) 今回の印鑑条例の改正で旧姓が使えるということで、大体、女性とかに一番いいんでしょう。これ、過去に吉富町にそういう具体的に、こういうのはできないんですかとかいう問い合わせとか、何か相談とかいうのはあったか、そこでわかります。

○議長(是石 利彦君) 住民課長。

○住民課長(永野 公敏君) 私、4月から住民課長として拝命を受けたわけですが、私になつてからは、そういった問い合わせについては、今現在あつておりません。

以上です。

○議長(是石 利彦君) 山本議員。

○議員(5番 山本 定生君) 今回の法改正からなんで、まだ周知されてないんでしょう。ちょっと根本的なことをお聞きしたいんですけど、これを旧姓を印鑑登録に使えることになる。これによって、どういうふうになるんか、その辺がわかりづらいんですよ。例えば、運転免許証とか何か今までのときに、旧姓と新しい名前、変わった名前といろいろあつた、そんないろいろあるんでしょう。その辺の説明と今回の条例によって、町による、町に対して、メリットというか、逆にデメリットとか、そういうもの、ないんか、ちょっと、その辺あつたら教えてください。

○議長(是石 利彦君) 住民課長。

○住民課長(永野 公敏君) まず、1点目ではありますが、この旧氏で登録するメリットということに関しましては、冒頭説明をいたしました。結婚した方が旧姓で世界において活躍をされる。

その方が印鑑登録、住民票もそうなんです、これは旧氏でできるということではなく、旧氏の併記、今までの氏と（「旧姓やな」と呼ぶ者あり）旧姓ですね、はい。を併記することができるというふうになっております。それをもちまして、旧姓で活躍されている方が住民票等の使用することによって、もうそういった旧姓で、旧姓のこうなんだということができるとい規定になっております。印鑑登録につきましても旧姓を併記することができますので、それに伴う、今現在活躍をしておる、旧姓で活躍されている方、その方が印鑑証明も旧姓で登録ができるというメリットというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今度は住民の立場として聞くと、例えば、今、通帳をつくろうと思ったときに、印鑑、古い名前で印鑑を持っていますと、印鑑登録していますと。銀行に行って、印鑑証明か何かの確認させていただきときに名前が違うわけよね。そしたら本人確認ができないよね、今までは。今までは。でも、今回は、併記になるということは、昔使っていたやつがそのまま使えるということでもいいのかな。そういうことが聞きたいこと、聞きたい部分なんやけど、意味わかるかな。わかる。

それともう1個、今までは女性というのは、よく、下の名前で印鑑を大体つくるんよね。特に親がつくってやったりするときには、「ハナコさん」なら「ハナコさん」という名前で、名字は変わるかもしれないという。でも、今後は、その名字をそのままずっと使っていけるんで、親からもらった印鑑がそのまま使っていけるということでもいいんよね。

ちょっと、その点ともう1個、印鑑証明を例えば、田中さんという方が、今後山本さんになったとする。名前が。田中さんという印鑑登録をしていますと、山本さんという印鑑登録もできるのか。その辺……。

○議長（是石 利彦君） 併記ちゅうこと。

○議員（5番 山本 定生君） いや、印鑑登録というのは、たしか、1人1個のはずですよ。でも、二重の名前になってしまうと、2個登録できるんかなという、ちょっと、その疑問があるので、そこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 答えられますか。住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） まず、第1点目、通帳等の本人確認であります、本人確認につきましては、印鑑登録証明書で本人確認をするということは、銀行等においては、（「例えばの話よ」と呼ぶ者あり）なかなかないのではないかと考えております。

それと、2点目、名前で印鑑登録をされている方につきましては、名に変更がありませんので、氏に変更があっても、名前での印鑑登録、それは廃止とか、そういうことにはならないと思いま

す。

それと3点目です。印鑑登録につきましては、1人につき1個の印鑑登録でありますので、旧姓もしくは今の氏、どちらかでの印鑑登録ということになります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、今、新しい氏というか、新姓と旧氏で両方の氏を明記するという事だったと思うんですけど、そのときに住民票を旧氏で明記しとったときに、例えば、何かの形で活躍されているという話あった中で、住民が欲しいと、旧氏のね。という新姓の新しい名前じゃなくて、旧氏の住民票が欲しい場合は、そのやつを、住民票欲しいですというふうに持ってけば、旧氏の住民票も発行してもらえるんですか。視点がちょっとずれているかもわかりませんが、ちょっと教えてもらえん。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 先ほど冒頭説明したんですが、今回の改正につきましては、今の住民票に氏に変更があったものについて、旧氏の併記ができる。要は、今の氏の下に旧姓を併記することができるという改正であります。したがって、旧氏のみでの住民票の発行ということではできないようになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今度、反対なんですけど、旧氏を書いてほしくない場合、併記ということは、必ずそこに名前、併記ができるから、旧姓をそこに記載しない印鑑証明も発行できるってことですか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 今の御質問につきましてですが、今回のこの旧氏の併記につきましては、あくまでも御本人が希望された場合のみであります。氏に変更があった者が必ず旧氏の併記をするということではなく、本人の希望で旧氏の併記をするということになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第33号については、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

**日程第4. 議案第34号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第4、議案第34号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長より内容の説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書6ページ、資料ナンバー1、新旧対照表の3ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和33年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されました。これにより、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう欠格条項その他の権利を制限する措置の見直しがこの一括整備法の中で行われました。地方公務員法も、その中の一つで、地方公務員法では、職員となることができない欠格条項を第16条で第1号から第5号まで5項目定めております。第1号で成年被後見人または被保佐人、第2号で禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、または、その執行を受けることがなくなるまでの者、というふうに定めており、今回の地方公務員法の一部改正により、第1号の成年被後見人または被保佐人が削除され、第2号から第5号までが1号ずつ繰り上がり、第2号が第1号となったため、本条例で引用している条、号にずれが生じたため、一部改正をするものでございます。

附則、この条例は、令和元年12月14日から施行する。地方公務員法の一部改正の施行日にあわせて施行するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 法の施行によって、号の繰り上がりということやったんで、それ以外に特に町独自の改正とかはないでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） ございませぬ。以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第35号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第5、議案第35号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明をいたします。

議案書8ページ、新旧対照表4ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは、地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。この第20条第1項は期末手当の支給基準日について規定をしております。期末手当は基準日に在職する職員に支給されますが、この規定は基準日に在職していなくても、基準日前、1カ月以内に地方公務員法第16条第1項である成年被後見人または被保佐人に該当して失職した場合の職員にも支給するというものでございます。

しかし、前議案で御説明したとおり、成年被後見人または被保佐人が職員の欠格条項から削除され、成年被後見人等に該当して失職するということがなくなったため、この規定を削除するものでございます。

次です。第20条の2第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。第20条の2は、支給基準日に在職する職員であっても期末手当を支給しない職員について規定するものであります。第2号の規定は、基準日に在職している職員でも、基準日からその後の支給日までの間に欠格条項に該当して失職した職員には支給しないという規定でございますが、その例外として、第1号である成年被後見人または被保佐人に該当し、失職した職員の場合には支給をしますという規定でございました。しかし、今回、成年被後見人または被保佐人の職員の欠格条項が削除されたため、この規定を削除するものでございます。

次です。第21条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。第21条第1項は、勤勉手当の支給基準日について規定しております。第20条第1項の期末手当と同様の理由により、これを削除するものでございます。

附則、この条例は令和元年12月14日から施行する。地方公務員法の一部改正の施行日にあわせて施行するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対し御質疑はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） さっきと同じく、独自の改正がないかというのが1点で、もう一つ、ちょっとわかりづらかったんですけど、この場合、今回該当、1号に該当していた方削除されたわけよね。ということは、失職した後でも、その1号に該当する方であつたら、逆にね、逆によ、1号に該当する方であつたら、お金を支給するという形になるのかな。失職、以前に失職していたであろうが、そういう話になるのかな。ちょっと、そこ教えて。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。



○総務課長（守口 英伸君） 現行の条例でありましたら、先ほど御説明したとおり、失職しても、第1号成年被後見人または被保佐人の欠格条項により失職した人には支給をすると、それが今、現行でございます。それが、欠格条項がなくなりましたので、その条文を削除するというものでございます。（「出さない」と呼ぶ者あり）

今は支給をいたします。けれど、今後はその欠格条項自体がなくなりましたので、それを規定している条文を削除するというものでございます。

以上です。（「町独自のやつ」と呼ぶ者あり）

町独自のものはございません。地方公務員法の一部改正に伴うものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） もう一度、反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

**日程第6. 議案第36号 吉富町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第6、議案第36号吉富町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。教務課長、説明。

○教務課長（瀬口 直美君） 御説明いたします。

吉富町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書10ページ、あわせて資料ナンバー1の7ページの新旧対照表をごらんください。

今回の改正につきましては、本年5月10日に成立した子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が10月1日から施行されることにより、10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されます。

これに伴い、3歳から5歳までの全ての子供の保育料がゼロになりますので、吉富幼稚園の保育料をゼロとするため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、内容の説明をいたします。

議案書10ページです。

吉富町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例。

吉富町立幼稚園設置条例（昭和42年条例第106号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条、（保育料）です。幼稚園に入園する園児の保育料は零とする。

保育料の徴収に関する規定を定めました第3条の全部を改正するものでございます。現行1人5,000円、同一戸籍にある2人以上が在園する場合は、その1人が全額、そのほかは半額とされている保育料をゼロとするものでございます。

現行、第2項、第3項は保育料の徴収方法を規定しておりますが、幼稚園児の保育料が全てゼロになりますので、徴収方法に関する規定は改正後は必要がありませんので、改正案ではその部分の規定は設けておりません。

次、第4条から第7条までを削り、第8条を第4条とする。

これは、現行の第4条は保育料の納入の期限、第5条は保育料の減免、第6条は滞納、第7条は保育料の不返還に関することを規定したものとなっております。保育料がゼロになることに伴いまして、この第4条から第7条までの規定は不要となりますので、これらを削り、第8条、規則への委任を第4条に繰り上げるものでございます。

附則、この条例は令和元年10月1日から施行するものとしてございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ちょっとその前に、今、課長読まれた文章、「ゼロ」とお読みしましたが、「零」が正しいんじゃないでしょうか。漢字で「零」と書いてありますが。それはいいんですね。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 漢字一文字、「零」という字を書いておりますが、零をゼロと読むとも思いますので、これはゼロということで（「ゼロ、英語ですよ」と呼ぶ者あり）読ませていただいたんですけど。（発言する者あり）

○議長（是石 利彦君） 日本語になっちゃって。公文書はゼロと読むんですね。確認です。

○教務課長（瀬口 直美君） 公文書がちょっと全てゼロと読むかと言われれば、申しわけございません。私、そこまでちょっと勉強不足ですが。

○議長（是石 利彦君） そうですか。気になりましたので。

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。本案に対し御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回の法改正によって、法の施行によって今回無償化という話になっているんですけど、これちょっと確認したいんですけど、保育園と幼稚園ってあるよね。3歳から5歳までというのは幼稚園児も含まれるんだと思うんですけど、これ、うちの条例がこういうふうになっているから、こどもの森園という形になるのかちょっとわからないんですけど、対象は全部に当てはまるのかちゅうことと、もう一つ、これはうちのこどもの森園の話だと思うんですけど、町の保育に関するものが全て今回なるのかということと、もう一つだけ。これ、保育料は無料になるけれど、その他のかかる費用というのは含まれているのか、含まれないのか。残るものはどういうものがあるのか、ちょっと教えてください。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 本条例は、あくまで吉富町立幼稚園の保育料を定めておりますので、ただ、今回の法律では3歳から5歳の全ての保育料ということになっておりますので、所管としては健康福祉課になろうかと思いますが、該当する方の保育料についてはゼロということになろうかと思います。

2番目の御質問になりますが、保育料がゼロになって、ほかにかかる費用はどうなるのかという御質問ですが、例えば給食費が一番主なものになろうかと思います。これにつきましては、副食費については従前どおり払っていただくこととなります。ただし、今回の法改正の中で、ある一定の所得、360万円未満——年収ですよ——相当の方あるいは第3子以降につきましてもこの副食費は免除するということになっておりますので、その2つの要件のいずれかに該当した方につきましては給食費の徴収はございません。

その他、必要に応じて特別にかかるものについては今までどおり、あくまで保育料の無償とい

うことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 幼稚園の無償のことなんですけども、該当するお子さんは、今何人いらっしゃるでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 今現在、幼稚園2名おりますので、2名が対象となります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと今そういった方がいらっしゃるかどうかわからないんですけど、幼稚園でこどもの森に行っていて、幼稚園の場合は午前中で終わりますよね。昼からも預かり保育的など保育園のほうに、こどもの森のほうにいらっしゃるというような方が前いらっしゃったかと思うんですけど、そういう場合は、幼稚園以外の部分の保育料はやはりそれは必要になるんですよね。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今現在2名の園児の中で、その後の預かりという方はいらっしゃいません。というか、もう幼稚園としては預かり保育はしておりませんので、もう皆さん、2時までには帰るという形になっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号については、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号吉富町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

**日程第7. 議案第37号 吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第7、議案第37号吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 議案第37号について御説明いたします。

議案書11ページ、それとあわせて新旧対照表の8ページをごらんください。

議案第37号吉富町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）が公布され、本条例の引用条項等が変更になり、また同法に基づき災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するに当たり、自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等には医師や弁護士等の有識者による審査会等を開催するよう努めることと規定されたため、条例において所要の規定整備をするものでございます。

それでは、資料ナンバー1の新旧対照表でございます。

下線の部分が今回改正されるものでございます。

第15条第3項を次のように改める。

3項、償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

続きまして、第5章の章名を次のように改める。

第5章、雑則。

次に、第16条を第17条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第16条 町に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会を置く。

2項、災害弔慰金等支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他町長が必要と認める者のうちから町長が任命する。

3、前項に定めるもののほか、災害弔慰金等支給審査委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

次に、議案書12ページでございますが、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重な御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 説明が終わりました。

これから、質疑に入ります。本案に対し御質疑はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回、法の改正によって、審査会をつくりなさいという形になっ

たみたいなんですけど、今まで過去に弔慰金というものを町で支払った実績みたいなのは、うち、あるんかね。ちょっとそこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

過去、吉富町において支払った実績はございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） あともう一つ、これはもう法の改正による追加項目だけで、町独自のものというのはいっていないか、その確認をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

法改正以外のもので、町独自の改正はございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ございませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 第15条3項のところを見比べてみますと、報告等というのが入っているんですけど、これの説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 今までは償還金の支払猶予、一時償還についてはということで報告がなかったのが、今回、これを明記するというで国のほうの法令が変わったということでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 表題が、災害弔慰金の支給等に関するとなっているんですけど、この支給のほかにどんなのがあるんでしょうか。内容を見てみると、何か貸付制度みたいなのがこの中に入っているんですかね、償還とかあるんですけど。濟いません、その辺、条文見てないので、申しわけないです。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

これは、弔慰金の貸し付け等になりますので、償還等。全部支給もありますが、一部貸し付けで、その分、5年だったと思いますが、償還払いというふうなこともありますので、そういったことで、今回こういったふうな書き方になっています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっともう一点、この審査委員会の中の2項のところに、医師、弁護士その他町長が必要と認める者というのがあるんですけど、これは医師と弁護士は必ず入るということなんでしょうか。そうしますと、医師はたくさんいらっしゃるけど、弁護士というのがあるかないかわかんないんですけども。だから、質疑の内容としては、医師と弁護士は必ず必要なかということと、そうすると町内、町外の人を任命するのかということと、もう一点、町長が定めるとなっているんですけど、何名を予定していらっしゃるんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

医師、弁護士、これはもう決定事項なので、必ず参加していただくようになります。住所要件等はございませんので、町内、町外問わず任命することができます。

この委員会の人数については、またそういった事例が発生したときに何人必要か、それと町長が任命するこの医師と弁護士以外にどういった方を入れたほうがいいのかというのは検討して、この委員会の人数については、その都度その都度決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第37号については、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 大変失礼しました。もとより。福祉産業建設委員会に付託いたします。御了承願います。付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

**日程第8. 議案第38号 吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第8、議案第38号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 議案第38号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書13ページ、それと新旧対照表の9ページをあわせてごらんください。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第50号）が公布され、指定都市の長についても放課後児童支援員認定資格研修を実施できるものと規定されたことから、条例について所要の規定の整備をするものでございます。

新旧対照表で御説明させていただきます。

下線部が今回の改正するものでございます。

第10条第3項中「知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるものでございます。

次に、再度議案書に戻っていただきたいのですが、14ページです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重な御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。本案に対し、御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 法改正による改正ということなんで、いわゆる町独自なものがないかというのと、もう一つ、これ、都道府県知事と別に指定都市の長となっているんやけど、この場合、どうなる。例えばうちの町長さんがなれるとか、含まれるとか、そういうことなのかな。これによってどう変わるわけ。いま一つ、これが理解、わからない。うちの場合はどういうことが想定されるのか、ちょっとそこだけ教えて。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

町独自の改正はございません。

指定都市の長ということで、済いません、指定都市というのを調べてございませんが、たしか中核都市以上の都市ということで、町独自でそういうことはできませんが、うちで言えば北九州市さんとか、そういうところがそういったふうな指定をすることができるように、今までは県知事のみだったのが、中核都市以上ができるというふうなことで今回の改正になってございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうすると、吉富町の学童保育で支援員になろうとしている人が、福岡県知事がする研修でもいいし、政令だから北九州とか福岡市がする研修を受けてもいいとい



うことなんだろうと思います。じゃあ、今度は、例えば熊本県知事とか熊本市とか、県をまたがったというか、県外の場合でもよろしいのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

資格につきましては、多分、県のまたぎというような縛りはないというふうに考えるものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論なし。反対討論ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第39号 吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第9、議案第39号吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 16ページ、議案書の16ページをお願いいたします。あわせて、資料ナンバー1の10ページの新旧対照表をお願いいたします。

吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。この一部改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律等において、消費税率が令和元年10月1日から10%に引き上げられることに伴い、本町の水道料金につきましても8%から10%へと引き上げる必要があるため、規定の整備を行うものでございます。

まず、改正文を朗読させていただき、その後、詳細な説明をさせていただきます。

吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例、吉富町水道事業給水条例（昭和47年条例第125号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（経過措置）、4、令和元年10月1日（以下、「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から同年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払いを受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

5、前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

附則、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

それでは、内容につきまして説明をさせていただきます。

改正文につきましては、難解な文章となっておりますが、詳しい内容で補足をさせていただきます。

まず、本条例では、水道料金に対する消費税の取り扱いにつきましては、本則中の第24条の中で、料金の算定において具体的な税率は明記せず、使用料金の合計額に消費税額に相当する額を加えた額とするとしております関係上、本則の改正はございませんが、本町では、各世帯を2カ月ごとに検針する隔月検針の手法をとっているため、こういった経過措置が必要となります。

この経過措置の詳しい内容ですが、まず本町の料金の算定方法ですが、料金の根拠となるメーターの検針につきましては、毎月20日ごろから1週間ほどかけ行っております。やり方は、町を二分割し、偶数月と奇数月に分け、各世帯においては2カ月ごとの検針となります。この2カ

月分の使用量を2で割りまして、検針の翌月と翌々月に請求するという方法をとっております。このため、施行日の10月1日をまたぐ検針期間の場合には、10%になる前の8%の水量が含まれておりますので、10月1日以降の検針で使用量が確定した検針の後から10%にするという経過措置を設けるものでございます。

なお、この手法につきましては、平成26年4月に消費税が5%から8%へ引き上げられた場合と同様の手法であります。また、国等より隔月検針を行っている市町村へ一般的に示されている手法でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対し、質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） これは今回の消費税に伴っての改正なんでしょうけど、これ町独自の部分がないかというのと、あともう一つ、これ町民の不利益にならないようにということで今回の経過措置になっているんだと思う。それは一番大事なことで、それについて何の異論もないんですが。

仮に、例えば9月20日ごろから検針をしていって、一応検針メーターというのは大体外から見えるようにはなっているんだけど、何らかの形で検針ができなかった場合、9月末にね、そのときまたごした方はどうなるの、そこから2カ月になるの。仮に、メーターの上に車を置いているとか、荷物を置かれてメーターが見れないとかいう状態で、次に月をまたごしてしまった人は、そこから2カ月になるのかな。ちょっとそこを教えて。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） まず、町独自の方法という点についてでございますが、町独自で特別難しいことをやっていることはございません。国等が示したとおりでございます。

それと、検針についてですが、時々議員おっしゃいますように、メーターの上に車がとまっていて、その日、検針ができないというようなこともございます。ただ、それを検針しないことには水道料金の徴収ができませんので、その日はできなくとも、その翌日、もしくは翌々日等で、必ずその検針の期間中に連絡をとるなりをしてメーターを見るようにはしておりますので、それをわからずにまたごすということは、現在のところ想定はいたしておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） またごすとなりますと水道料金が設定をできませんので、基本

的には、またごさないように検針いたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第39号については、福祉産業建設委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第10. 議案第40号 吉富町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第10、議案第40号吉富町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長、説明。

○上下水道課長（和才 薫君） それでは、18ページをお願いいたします。あわせて資料ナンバー1の11ページの新旧対照表をお願いいたします。

吉富町下水道条例の一部を改正する条例でございます。この一部改正は、先ほどの水道事業給水条例の一部改正と同様に、消費税率が令和元年10月1日から10%に引き上げられることに伴い、本町の下水道料金につきましても8%から10%へ引き上げる必要があるため、規定の整備を行うものでございます。

まず、改正文を朗読させていただき、その後、詳細な説明をさせていただきます。

吉富町下水道条例の一部を改正する条例、吉富町下水道条例（平成15年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

（施行期日）、1、この条例は、平成16年3月1日から施行する。

（経過措置）、2、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している下水道の使用で、施行日から同年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定する日が同月31日後である下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払いを受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定する日までの期間の月数で除

し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数に乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

3、前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

附則、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

それでは、内容についての説明をさせていただきます。

まず、本条例におきましても、下水道の使用料に対する消費税の取り扱いにつきましては、本則第22条の料金の算定において、具体的な税率は明記せず、使用料金の合計額に消費税額に相当する額を加えた額とするとしております関係上、本則の改正はございませんが、下水道使用料は水道使用料とあわせて徴収をさせていただいており、水道の検針により算定をされるため、同様の経過措置が必要となります。

この経過措置の内容につきましては、先ほどの水道料金と同様に、検針の関係にて施行日の10月1日をまたぐ検針期間の場合は10%になる前の8%の水量が含まれますので、10月1日以降の使用水量が確定した検針の後から10%とする内容でございます。

以上で御説明を終わります。御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。  
以上です。

○議長（是石 利彦君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対し、御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第40号については、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めますよって、議案第40号吉富町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

**日程第11. 議案第41号 吉富町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第11、議案第41号吉富町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明をいたします。

議案書は20ページ、新旧対照表は12ページをあわせてごらんをいただければと思います。

吉富町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

吉富町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例。吉富町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（昭和40年条例第99号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、これは第4条は消防団員の欠格条項を定めております。消防団員は非常勤の特別職職員でございますので、地方公務員法を準用し、その欠格条項として同条第1号で成年被後見人又は被保佐人を規定しておりましたが、議案第34号で御説明したとおり、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不等に差別されないよう、地方公務員法で職員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人が削除されましたため、法の趣旨にのっとり、消防団員の欠格条項から削除をするものでございます。同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第1号が削られたため、第2号から第4号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。その中で、第3条中「免職」を「懲戒免職」に改めております。これは第6条の規定による免職は懲戒免職でございますので、第5条の分限免職との違いを明確にするものでございます。

第5条第2項第1号中「第1号、第2号又は第4号」を「第2号を除く各号」に改める。

第5条第2項第1号の条文は、新旧対照表にございますとおり、前条第1号、第2号又は第4号の一に該当するに至ったときと規定しております。これは言いかえれば、第3号を除く各号となります。こちらの表現のほうがわかりやすいため変更するものでございます。

なお、前条第3号は第2号に繰り上がっておりますので第2号を除く各号に改めるというものでございます。

附則、この条例は、令和元年12月14日から施行する。準用する地方公務員法の一部改正の施行日にあわせて施行するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対し、御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今説明がありましたように、先ほどの成年被後見人の形の法の施行によって変わるんだと思いますが、町独自の分というのは、こちらはないでしょうか、確認です。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

消防団員は、非常勤の特別職職員という位置づけでございます。地方公務員法は、特別職に属する職員には適用されません。でございますので、消防団員につきましては、この条例で、成年被後見人又は被保佐人を欠格条項として定めておりました。でございますので、その地方公務員法に準じて今回改正をするというものでございますので、独自かと言われれば独自になるうかと思えます。

ただ、国の消防庁からもこういった趣旨にのっって改正をしたらどうかという助言をいただいておりますので、その法にのっって、今回条例を一部改正するものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号吉富町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで5分ほど休憩とりたいと思います。再開は11時35分再開いたします。

午前11時09分休憩

午前11時35分再開

○議長（是石 利彦君） 会議を再開いたします。

まず、議案第32号の件で、企画財政課長からの発言を求められております。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 先ほどの議案第32号で、岸本議員さんより質問がありました定住自立圏形成協定を廃止する旨の議決をした場合に、どうなるんですかということですが、協定の素案等を調べたところによりますと、いずれかより本協定の廃止を求める旨の通告があった場合は、相手方の意思にかかわらず、相手方が通告を受けた日から2年後に本協定はその効力を失うというふうになっているようでございます。

以上でございます。

日程第12. 議案第42号 平成30年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第13. 議案第43号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14. 議案第44号 平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15. 議案第45号 平成30年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16. 議案第46号 平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17. 議案第47号 平成30年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（是石 利彦君） お諮りいたします。日程第12、議案第42号から日程第17、議案第47号までの6議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） よって、日程第12、議案第42号平成30年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第17、議案第47号平成30年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6議案を一括議題にいたします。

代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 平成30年度吉富町歳入歳出決算審査意見書。



地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成30年度吉富町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算並びに基金の運用状況を示す書類を審査し、その結果、その意見は次のとおりであります。

1、審査対象、(1)平成30年度吉富町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。(2)平成30年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。(3)平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。(4)平成30年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。(5)平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。(6)平成30年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算並びに関係帳簿、証書類。(7)基金の運用状況。

2、審査終了期日、令和元年8月26日。

各会計について、決算書及び出納日計簿、収入簿並びに支出簿により出納書類を照査の上、慎重に審査した結果、決算は計数的に正確であり、財務執行は適正であると認定しました。

また、基金の運用状況については、その目的に従って適正かつ効率的に運用され、計数及び証憑書類、貯金証書などともに合致しており、正確であることを認めました。令和元年9月2日。吉富町監査委員矢岡匡、同守口賢二郎。

以上です。

○議長(是石 利彦君) ありがとうございます。

次に、決算の概要について、会計管理者に説明を求めます。会計管理者、説明。

○会計管理者(奥家 照彦君) それでは、平成30年度の決算につきまして、お手元の決算の概要により、順次各会計の要点を御説明いたします。

まず、1ページをお願いいたします。平成30年度会計別決算総括表です。これは一般会計及び特別会計を総括したものです。

歳入決算額の合計は50億2,690万7,530円、歳出決算額の合計は46億167万5,467円です。

また、一般会計における繰越事業費繰越財源は685万円となっております。

表のうち、予算現額差し引き残高につきましては、2ページ以降の各会計の概要説明の中で説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

○議長(是石 利彦君) ちょっとお待ちください。ちょっと済みません。これ概要おわかりですか。はい、どうぞ、お願いします。

○会計管理者(奥家 照彦君) お願いいたします。

それでは、2ページから始めます。平成30年度一般会計決算の概要から説明をいたします。

1、概要、（1）予算額、当初予算額31億3,980万円、補正予算額1億8,796万1,000円、平成29年度からの繰越事業費繰越額は2億592万2,000円ですので、予算現額は35億3,368万3,000円であります。

（2）決算額、歳入額は34億9,620万2,550円、歳出額32億2,108万1,484円、歳入歳出差し引き残額は2億7,512万1,066円となり、この中から財政調整基金条例の規定に基づきまして1億4,000万円の決算積立てをしておりますので、令和元年度への繰越額は1億3,512万1,066円となっております。

なお、その中には、繰越明許費繰越額といたしまして、一般財源の合計額685万円が含まれております。

（3）は、最近5カ年度の決算額の状況を記載しております。

2、歳入（1）歳入の決算額でございます。予算現額は35億3,368万3,000円、調定額35億5,076万9,935円、収入済額34億9,620万2,550円、不納欠損額128万7,050円、収入未済額は5,328万335円です。不納欠損額及び収入未済額の内訳につきましては、備考欄に記載しているとおりでございます。

（2）は、歳入決算額の科目別内訳でございます。それぞれの歳入科目につきまして、平成30年度と29年度を比較したものです。3ページにわたり記載をしております。

3ページの3、歳出、（1）歳出の決算額、予算現額は35億3,368万3,000円、支出済み額32億2,108万1,484円、執行率は91.15%。不用額2億1,460万1,516円、繰越明許費9,800万円であり、歳出の詳細につきましては、（2）歳出決算額の科目別内訳といたしまして、3ページから4ページに記載をしております。備考欄の不用額等の内訳につきましてはですが、予算科目区分、款項目の目で100万円以上の不用額及び繰越明許費を記載をしておるところでございます。

4ページをお願いいたします。4ページの中ほど、（3）歳出決算額の性質別内訳でございます。種別の欄それぞれの費用につきまして、平成30年度と29年度の決算額を比較したものとなります。

平成29年度では、町営別府団地建設工事や役場庁舎増築工事が施工されたため、表の中ほどの普通建設事業費の占める割合が多くなっておりましたが、平成30年度は29年度に比べその割合は減少しておるところでございます。

5ページに移ります。5ページをお願いいたします。4、町民の負担状況です。これも平成30年度と29年度を比較したのですが、平成30年度、一番下の欄ですね。歳入総額に対する町民負担の割合は15.80%であり、平成29年度11.68%と比較いたしますと、町民の負担割合が4.12%増加しておりますが、平成29年度は町営住宅建設工事等が施工され、予

算総額が例年より増加していたため、歳入総額に対する割合が11.68%と下がっております。参考までに、平成28年度は15.02%でありました。

続きまして、5、町債の現在高です。前年度末現在高合計額は32億8,581万5,000円で、本年度中の増減では、普通債及びその他で起債額合計が3億1,990万円、償還額は2億4,286万9,000円で、30年度末町債の現在高は33億6,284万6,000円となっております。昨年度より7,703万1,000円増加をしております。

6ページをお願いいたします。6、町有財産の状況でございます。町有財産の状況につきましては、一般会計歳入歳出決算書の107ページから110ページにおきましても記載をしております。説明は、この決算の概要により続けさせていただきます。

まず、土地についてですが、年度中の増減はありませんでしたので、34万6,854平方メートルです。

続きまして、建物につきまして平成30年度中に489平方メートル減少しております。その内訳は、まず吉富インフォメーションセンターの建設により、ここはプラスの82平方メートル増ですね。旧町営別府団地の解体で571平方メートルの減でありますので、トータルでは489平方メートルの減となり、本年度末面積は3万2,062平方メートルとなっているところでございます。

車両につきましては、増減なしの27台です。

次に、基金ですが、一般会計に属する基金の年度中の増減は633万1,000円の増となっており、本年度末基金合計額は23億4,408万8,000円となっております。

増加したもののうち主なものは、財政調整基金で5,070万1,000円、ふるさと吉富まちづくり応援基金が220万円のプラス、そのほかの基金の利息分が11万5,000円です。

減少したものは、人材育成基金773万5,000円の減、公共下水道事業基金3,895万円の減となっております。

備考欄には、平成31年3月31日現在の各基金の金額を記載をしております。

続きまして、権利の欄をお願いします。年度中の増減3,069万4,000円の増は、京築地区水道企業団、吉富町水道事業会計への出資金であります。債権の増減はありません。

7は、一部事務組合の財産の状況を示しております。

吉富町外1市中学校組合で校舎トイレ改修工事に伴い、建物の面積が15平方メートル増加し、7,620平方メートルとなっております。

続きまして、7ページ、8ページは、歳入歳出決算額の科目別の割合を円グラフであらわしたものでございます。詳しい説明の内容は割愛させていただきます。

続きまして、9ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計決算の概要でございます。

1、概要。(1) 予算額、当初予算額は7億7,980万7,000円、補正予算額、6,021万8,000円、予算現額は8億4,002万5,000円です。

(2)、決算額、歳入額は8億5,547万4,307円、歳出額、8億771万3,101円、歳入歳出差引残額4,776万1,206円で、この中から保険給付費支払準備基金条例の規定に基づきまして、1,500万円を基金に積み立てしておりますので、翌年度への繰越額は3,276万1,206円となっております。

(3)は、最近3カ年度の決算額の状況を記載しております。

2、歳入、(1) 歳入の決算額、予算現額は8億4,002万5,000円、調定額は8億8,430万4,062円、収入済額は8億5,547万4,307円、不納欠損額は181万4,800円、収入未済額は2,701万4,955円です。

(2) 歳入決算額の科目別内訳は、平成30年度と29年度を比較したものです。

科目3、国庫支出金、今から説明しますのは、(2)のその歳入決算額の科目別内訳の中で、科目の欄3ですね、国庫支出金がゼロとなり、表の下3つ、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金は、予算科目が廃止されたため、ゼロとなっております。

表、科目中の4、県支出金が大幅に増加しておりますのは、町にかわり県が財政運営の主体となったことによるものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。3、歳出、(1) 歳出の決算額、予算現額は8億4,002万5,000円、支出済額8億771万3,101円、執行率96.15%、不用額は3,231万1,899円で、その内訳は、備考に記載しているとおりでございます。

(2) 歳出決算額の科目別内訳は、平成30年度と29年度を比較したものでございます。表中、科目3、国民健康保険事業費納付金は、歳入で御説明いたしましたとおり、県が財政運営の主体になったことにより、新たに設けられた科目であります。後期高齢者支援金等から、共同事業拠出金までの5科目は、予算科目が廃止されたことによりゼロという表示となっております。

続きまして、次の4、被保険者の負担状況です。これも、平成30年度と29年度を比較したものです。平成30年度の歳入総額に対する被保険者負担の割合は、14.07%となっております。

5、基金、保険給付費支払準備基金の年度中の増減は、3,004万196円の増となっております。これは、3,000万円の決算積立と利息4万196円の合計であります。平成30年度末現在高は、1億3,013万3,036円であります。高額療養資金貸付金では、平成30年度中は貸付け、積立は行っておりませんので、年度末現在高は、原資額の350万円でございます。

6の債権はございません。

続きまして、11ページをお願いいたします。奨学金特別会計決算の概要でございます。

1、予算額、当初予算額は2,496万2,000円、補正予算額は300万5,000円の減額、予算現額は2,195万7,000円であります。

2、決算額、歳入額は2,195万8,890円、歳出額1,670万8,322円、歳入歳出差引残額は525万568円で、この金額が翌年度への繰越額となります。

3、歳入の決算額、歳入の科目ごとの予算現額と収入済額、差引増減を記載しております。差引増減の欄、三角印には歳入超過を示しております。

4、歳出の決算額、歳出の科目ごとの予算現額と支出済額、不用額を記載しております。

5、基金、奨学金基金の年度中の増減は、804万2,763円の増であります。予算積み立ての800万円と利息4万2,763円を積み立てておりますので、平成30年度末現在高は6,007万6,413円となっております。

12ページをお願いいたします。公共下水道事業特別会計決算の概要です。

1、予算額、当初予算額は4億7,994万9,000円、補正予算額は987万4,000円の減額、繰越事業費繰越額は1億5,950万円で、予算現額は6億2,957万5,000円です。

2、決算額、歳入額は5億4,722万1,376円、歳出額は4億5,308万9,569円、歳入歳出差引残額は9,413万1,807円となります。その同額をもちまして、地方公営企業法第17条の規定に基づく特別会計への引き継ぎ額と記載しておりますが、公共下水道事業特別会計は、平成31年4月1日付で地方公営企業法が適用されたことに伴いまして、歳入歳出差引残額の全てを同法第17条の規定に基づき特別会計に引き継ぎを行ったということでもあります。

3、歳入の決算額、歳入の科目ごとの予算現額と収入済額、差引増減を記載しております。こも差し引き増減の三角印は歳入超過を示しております。

4、歳出の決算額、歳出の科目ごとの予算現額と支出済額、不用額を記載しております。繰越明許費はございません。

5、町債の現在高、下水道事業債といたしまして、前年度末現在高が23億6,115万8,000円、本年度中の増減といたしまして、起債額が2億2,840万円、償還額が8,698万1,000円でありますので、平成30年度末の地方債現在高は、25億257万7,000円です。

13ページ、お願いいたします。後期高齢者医療特別会計決算の概要でございます。

1、予算額、当初予算額は1億451万3,000円、補正予算額は16万4,000円の減額ですので、予算現額は1億434万9,000円です。

2、決算額、歳入額は1億605万407円、歳出額は1億308万2,991円、歳入歳出

差引残額は296万7,416円で、この金額が翌年度への繰越額となります。

3、歳入の決算額、歳入の科目ごとの予算現額と収入済額、差引増減及び前年度決算額を記載しております。差引増減の三角印は歳入超過でございます。

4、歳出の決算額、歳出の科目ごとの予算現額と支出済額、不用額及び前年度決算額を記載しております。

以上で、決算の概要説明を終わります。

○議長（是石 利彦君） 引き続き水道事業会計の決算の概要について、担当課長の説明を求めます。上下水道課長、説明。

○上下水道課長（和才 薫君） 引き続き平成30年度吉富町水道事業会計決算の概要について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

1、収益的収入及び支出です。まず、収入においては、予算現額は補正額を合わせ1億4,537万5,000円です。支出の予算現額は、補正額を合わせ1億4,447万4,000円です。これに対し、決算額は収入1億5,347万639円、支出は1億2,788万3,909円で、収入支出差引残額は2,558万6,730円となっています。

次に、2、資本的収入及び支出です。まず、収入は補正額、繰越額を合わせ、予算現額2億3,241万6,000円です。続きまして、支出は補正額、繰越額を合わせ予算現額2億6,646万3,000円です。

これに対し、決算額は収入2億1,211万5,000円、支出2億4,958万3,491円となり、収入支出差引残額はマイナス3,746万8,491円となっております。

この資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,746万8,491円は、過年度損益留保資金2,658万4,437円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,088万4,054円にて補填をいたしたところです。

次に、3、契約の要旨については、以下に記載のとおり8件の契約を行っております。うち1件につきましては、平成29年度からの繰越事業となっております。

次に、4、業務についてです。対前年度と比較をしております。以下の記載のとおりでございます。

概要につきまして、少し補足をさせていただきます。上から3段目、5段目に記載があります年間配水量、年間給水量が前年度より若干伸びております。要因といたしましては、田辺三菱製薬工場での使用量が増加をいたしております。それと、小犬丸県営住宅の完成により、使用量の増というものが大きな要因となっておりますのでございます。

また、一番下の有水率につきましても、94.52%と昨年度に続き高い数値を維持しており

ます。こちらは、下水道工事に伴う老朽排水管の布設がえの進展と、平成30年度においては、大規模な漏水事故等がなかったことが要因となっております。

次に、5、企業債及び一時借入金の概要です。これは主に幸子浄水場の建設、これは平成6年度に開始をいたしたものでございます。及び配水池築造工事に伴う前年度末残高として、4億7,511万4,902円に本年度の借入高1億1,680万円を加え、本年度償還額は2,472万3,745円を差し引き、本年度末残高は5億6,719万1,157円となっております。一時借入金については、30年度にはございませんでした。

次に、6、平成30年度の水道事業会計固定資産の明細についてです。

固定資産の年度当初現在高は19億7,522万9,914円で、当年度増加額は6億5,590万2,210円となっております。こちらにつきましては、天仲寺山の山頂に建設いたしました第3配水池の完成に伴い、増加をしているところでございます。

当年度減少額は5億584万4,464円で、差し引いた年度末現在高は21億2,528万7,655円となっております。当年度減価償却増加額は2,227万1,434円、減少額は5,442万2,014円で、減価償却累計額総計は8億10万2,325円で、年度末償還未済額は13億2,518万5,330円となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（是石 利彦君） 暫時休憩を行います。再開は13時10分といたします。

午後0時09分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き、議案第42号平成30年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第42号平成30年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、本日は決算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号平成30年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、本日は決算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

それでは、決算書の1ページから順を追って説明を求めます。

1ページ、一般会計歳入歳出決算事項別明細書、1ページ、税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 1ページ、1款町税について説明します。

調定額は、前年度比0.1%増の8億3,851万7,068円でした。

収入済額は、前年度比0.8%増の7億9,013万364円でした。

増額の主な理由は、収納率が前年度より0.66%伸びたことです。

不能欠損額は、前年度比29.1%減の128万7,050円でした。

原因別の件数は、執行停止によるものが3件、時効によるものが62件、相続人不存在によるものが3件でした。

収入未済額は、前年度比9.6%減の4,709万9,654円でした。

滞納者は256人で、前年度より214人の減となりました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 6ページ、9款地方交付税のところの、まず1節の普通交付税でございます。調定額、収入済額ともに10億2,871万9,000円でございます。29年度が10億2,415万9,000円ございましたので、前年度比としては、約0.4%の増となっております。

続きまして、2節の特別交付税でございます。9,243万1,000円でございます。29年度につきましては9,292万4,000円ございましたので、こちらは、前年度比に比べ、約0.5%の減となっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、13ページ、14ページ、企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 14ページの1節の社会資本整備総合交付金のところでございます。一番最初にあります定住化促進分でございます。これにつきましては、定住化促進事業の国庫補助金ということでございます。交付の申請額が542万5,000円で、交付率が0.45、45%、それを掛けました金額として算定されたものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 同じく社会資本整備総合交付金の先ほどの2番目でございます。上から2つ目、社会資本整備交付金、町営住宅分、459万円でございます。旧別府団地旧棟解体工事で補助率は45%でございます。

続きまして、社会資本整備総合交付金の家賃低廉化事業分でございます。2,468万3,000円、この分につきましては、山王団地17戸分と、別府団地35戸分の合計額の50%補助というふうになっております。



以上です。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 同じく14ページの4項教育費補助金でございます。

まず、予算額のうち、繰越事業費繰越充当額1,972万1,000円は29年度からの繰り越し事業であります吉富小学校空調設備等整備工事分の繰越事業費でございます。1節の教育費補助金の中で、学校施設改善交付金ですけれども、こちらが先ほどの小学校の分でございます、予算額が2,144万2,000円に対しまして、1,549万2,000円の収入額、調定額となっております。その差額の595万円につきましては、工事の実績に伴う減額でございます。

同じく1節の一番下、文化財保護費の補助金でございますが、これは八幡古表神社の乾衣祭習俗調査事業の補助金でございます、予算額150万円に対しまして調定額、収入済額ともに142万7,000円で、こちらも事業費の減額に伴う減額でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 戻りまして、3目土木費補助金1節社会資本整備総合交付金のうち、狹隘道路分として423万円、これは土屋村中道路の狹隘道路整備に係るものでございます。

次に、一番下の道路整備分1,022万1,000円につきましては、佐井川橋の補修工事に係る補助金で、いずれも補助率は2分の1でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） いいですか。15ページ、住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 15ページ、1節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金であります。そのうちシステム整備補助金、総務省分であります、これに関しましては、マイナンバーカードへの旧姓併記対応を行うためのシステム改修費に対する補助金であります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） その下、2節地方創生推進交付金でございます。これにつきましては、産業建設課のほうで行っております交流マルシェ、それから創業支援スクール、チャレンジショップ等の委託料の合計1,319万2,632円の対象に2分の1を掛けて出た金額でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 6目農林水産業費補助金1節農業費補助金940万円、これは

界木地区のほ場整備の事業として農地耕作条件改善事業交付金として、繰り越しをした事業分に対しての補助金でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 16ページ、17ページ、18ページ、企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 18ページの上から2番目、2節の児童福祉費補助金のところの一番最後の福岡県結婚新生活支援事業費補助金でございます。これにつきましては、福岡県の結婚新生活支援事業費補助交付金交付要綱、これに基づきました補助金でございます。県からのこの条件につきましては、世帯所得が340万円未満、夫婦ともに34歳以下と、あと要綱制定の平成30年の1月1日になるんですが、それ以降に入籍した新婚世帯に限るというような条件がついてございまして、30年度中の申請世帯29世帯あったんですが、そのうちの9世帯が該当いたしました。その対象の金額が1,003万5,160円、その2分の1の補助ということでこの金額出ているわけでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 4目農林水産業費補助金2節農業費補助金256万4,000円、内訳としましては、米の生産調整に係る経営所得安定対策事業の推進事務事業費でございます。金額は105万2,000円、次に、人・農地問題解決加速化支援事業補助金、これは人と農地を結びつけるための検討をする事務でございます。

次に、農業振興対策事業費補助金につきましては、新規就農者へ5年間補助をするという制度でございまして、150万円の補助金を受け入れております。

次に、3節水産業費補助金275万円、これは福岡県の水産関連事業費補助金として共同航路の深浅測量とか、それから磁気探査の補助でございまして、補助率は2分の1でございます。

次に、4節林業費補助金5万9,000円、これは森林づくり推進事業費補助金として、吉富小学校の手洗い場の踏み台を設置いたしました。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 18ページ、ほかにございませんか。19ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 19ページ、3目1節保健衛生費補助金です。一番下の欄です。利用者支援事業（母子保健型）費補助金ですが、これは平成30年度より、あいあいセンター内に設置いたしました子育て包括支援センターに係る経費の補助となっております。3分の1の補助率となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 19ページいいですね。20ページ、教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 20ページ、7目教育費補助金の1節で社会教育費補助金の下です。文化財保護費補助金の30万円でございます。こちらにつきましては、先ほどの国庫補助事業、八幡古表神社乾衣祭の習俗事業調査について交付された県費の補助金で、地方負担分、国費を除いた地方負担分の3分の1を県費からいただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。21ページ、22ページ、23ページ、企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 16款寄附金で、まず1節の一般寄附金でございます。3万円ですが、これは1名1件の合計金額でございます。その下、ふるさと吉富まちづくり応援寄附金のところでございますが、220万円でございます。これは4名、4件の方の合計金額でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 24ページ、企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 17款繰入金で1節の財政調整基金繰入金でございます。6,010万1,000円というふうになってございます。これにつきましては、当初予算におきましては、財政調整基金として1億7,182万1,000円を計上して予算編成をしておったわけですが、最終的にはこの6,010万1,000円の取り崩しで行ったということでございます。ただ、平成29年度の決算積立がございまして、それが1億1,000万円あったことから、この財政調整基金自体は、平成30年度末の残高は5,070万1,000円の増額というふうになったわけでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ。

歳出に入ります。30ページ、31ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 2款総務費で予備費から2万9,000円を充用いたしております。充用先は4項選挙費3目県知事議員選挙費でございます。第3節の職員の時間外勤務手当が不足したため、3月31日に充用いたしました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 32ページ、33ページ、34ページ、35ページ、36ページ、企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 8節の報償費のところでございます。まず、企業立地奨励金として1,623万3,000円と上がってございます。

これにつきましては、企業立地奨励金というのは、企業立地の促進条例に基づいて交付してい

るものでございまして、町内で事業所及び研究関係機関の新設、増設及び移設をする業者に対して奨励措置を講じることによって本町における企業立地を促進し、もって雇用機会の拡大と産業の振興を図ることを目的としているものでございます。奨励金の対象となる家屋や償却資産に係る固定資産相当額の2分の1を3年間交付するものでございます。

30年度の実績としましては、そこに書いています、事業者2件というようなことで、これにつきましては、主要施策報告書にも記載をしているところでございます。

続きまして、定住化奨励金でございます。519万9,826円というふうになってございます。

これにつきましては、町内に住宅を新設、建てかえまたは購入された方に対して家屋及び土地に課税される固定資産税相当額を奨励金として3年間交付する制度でございます。平成27年から平成29年の取得分が対象となっております、申請件数は合計76件となっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。37ページ、38ページ、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 38ページ、13款委託料で120万9,304円の執行残が、不用額が出ております。これは、築上東部乗合タクシー運行経費で、15万1,676円の不用額、町内巡回バス運行委託料で105万7,628円の不用額でございます。両方とも運行経費から運賃収入を差し引いた額を委託料として支出しております。執行残は運賃収入によるものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 39ページ、40ページ、41ページ、企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 41ページの15目まち・ひと・しごと創生事業費のところでございます。予算現額のところ、継続費及び繰越事業費繰越額というふうなことでありますが、そこに1,569万6,000円という数字が上がってございます。

これにつきましては、地域おこし協力隊導入事業費として平成29年度から明許繰越されたものでございます。そして、同じところの右側に不用額として、6,816万9,715円というふうな大きな不用額が出ております。このうち、約6,800万程度が企画財政課の分でございます。これだけの不用額が大きい理由の一つとしましては、地域おこし協力隊の予算につきましては、当初3名分の予算を組んでおりましたが、結局、1名の採用ということで、その2名分が執行されなかったということと、あと繰越予算でしたので、繰り越された年度側での補正はできないということで、そのまま残っているというところが大きいわけでございます。

それと、あと次のページにもまたがる話になるんですが、19節の負担金補助及び交付金のところで、まちづくり会社とか、空き家活用事業費というのもここで上がったわけ

すが、未執行でしたので、その分が不用額として計上されたということで大きな金額となっているわけでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 42ページ、43ページ、44ページ、45ページ、46ページ、47ページ、48ページ、49ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 49ページ、3款民生費で、予備費から3,000円を充用いたしております。充用先は2項児童福祉費、6目幼保一体化施設こどもの森費でございます。4節の職員共済費が不足したため、2月28日に充用いたしました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 50ページ、51ページ、52ページ、53ページ、54ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 54ページ、4目の8節報償費でございます。94万1,000円の不用額となっております。これにつきまして、主な理由といたしましては、包括的事業支援事業費講師謝金、この分につきましては、認知症初期集中支援事業というものを行っておりますが、今年度は利用者がなかったということで、この分が丸々不用額となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 55ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 55ページ、19節負担金補助及び交付金でございます。これも95万5,675円の不用額となっております。これにつきましては、主な理由といたしまして、介護予防日常生活支援事業の成年後見人等報酬助成金これが33万6,000円ですが、これが利用が全くございませんでした。それとサロン事業と介護予防事業、ヘルパー事業につきましては、当初予算より利用団体が減ったということで、合計で95万5,675円の残額となっております。

以上です。

同じく55ページですが、5目重度障害者医療費対策費です。これは3款2項4目子ども医療対策費から55万5,000円の流用を行っております。内訳といたしまして、13節委託料の医療審査事務委託料の件数がふえた件で5,000円と20節の扶助費、重度障害者医療扶助費がふえた分50万円の流用を行っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 56ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 同じく、56ページ、6目ひとり親家庭等医療費支給事業です。これ、3款2項4目子ども医療対策費から10万円の流用を行っております。内訳といたしまし

て、先ほどと同様20節扶助費のひとり親家庭等医療扶助費がふえた分の10万円流用いたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 57ページ。住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 7目人権啓発費であります。その中の13節の委託料108万4,077円の不用となっておりますが、この内訳といたしましては、中ほどに男女共同参画基本計画策定業務委託料136万800円となっておりますが、当初予算では243万円を予算計上しておりましたが、入札に伴う執行残として106万9,200円が執行残で不用となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 58ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 児童福祉費の11節需用費でございます。159万5,603円の不用額となっております。主な理由といたしましては、子育て支援関係の食糧費120万円、それと光熱水費の減23万円、以上が主な不用額となっております。

以上です。

それと同じく58ページ、13節委託料でございます。136万8,076円の不用額となっております。これにつきましては、保育所に係る委託料の減となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 59ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 59ページ、19節の負担金補助及び交付金でございます。

濟いませぬ。60ページでございました。

○議長（是石 利彦君） 60ページ。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 60ページの19節負担金及び交付金でございます。194万9,678円の不用額となっております。これにつきましては、当初世予算計上額より特別保育事業のうち、延長保育事業等の利用者の減というふうになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） もう1度、59ページ、ございませぬね。60ページございませぬか。

61ページ、62ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 62ページ、11節需用費でございます。101万5,985円の不用額となっております。これにつきましては、主な理由といたしまして、給食材料費の減ということになっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 63ページ、64ページ、65ページ、66ページ、67ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 13節委託料でございます。この分の不用額につきましては、健診者の数が減った分につきまして今年度不用額が出ております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 慌てなくて結構。68ページ、69ページ、70ページ。住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 70ページ、1目の清掃総務費であります。清掃総務費の19節負担金補助及び交付金であります。17万6,972円の不用となっております。これの大きなものとしたしましては、ごみ箱設置費補助金、これを当初予算で16万円組んでおりましたが、平成30年度につきましては、1地区2カ所のごみ箱の修繕料の7,128円のみので支出了ございました。したがって、15万7,872円が不用の大きなものとなっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 71ページ、72ページ、73ページ、74ページ。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の不用額134万5,136円につきましては、農業振興事業費補助金として昨年度もパイプハウスの補助対象者がございませでした。その関係で不用額が生じております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 74ページ、75ページ、76ページ。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 3目漁港管理費、13節委託料、不用額93万5,220円、これは吉富漁港海岸保全施設の長寿命化計画策定業務委託料の執行残が主な要因でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 77ページ、78ページ、79ページ、80ページ。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 2目、道路新設改良費、15節工事請負費、不用額1,392万880円、これにつきましては、土屋村中道路の工事施工に当たり、2件の倉庫、それから駐車場の物件が道路用地としてかかりました。2件については、工事中に復旧する予定でありましたが、まず1件は駐車スペースの確保が地権者と折り合いがつかず、執行ができませんでした。あと1件につきましては、同じく倉庫を復旧することとしておりましたが、建築確認申請を取る際に、既存建物、居宅の隣接した倉庫が建築確認をとっていないということが判明しまして、建築指導課のほうから建築許可が出せないということが判明しまして、その分について執行ができず、不用額とか、生じた次第でございます。

次に、17節公有財産購入費261万7,115円、用地買収の筆数としては、23筆ですが、用地の交渉で地権者との交渉がまとまらず、執行ができず、261万7,115円の不用額が生

じました。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 81ページ、82ページ、83ページ、84ページ。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 6目駅周辺管理費15節工事請負費不用額が601万3,064円が生じております。この主な要因は、ふるさとセンターのトイレ改修の工事を発注しましたが、2回の不調に終わり、工事を執行することができませんでした。それに伴う不用額でございます。以上です。

○議長（是石 利彦君） 85ページ、86ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 2目住宅建設費、15節工事請負費でございます。520万7,000円の不用額となっております。この件につきましては、別府団地建設の第2期工事分の入札による執行残となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） その下、9款消防費の工事請負費で252万2,640円の不用額が出ております。これは、土屋村中の町道居屋敷石倉線新設工事に伴い、地下式の防火水槽を設置いたしました。この入札執行残でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 86ページ終わります。87ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 18節備品購入費で、85万8,200円の不用額が出ております。これは、第3分団小型動力ポンプ積載車、屋外用消防ホース格納庫等の購入の入札執行残でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 88ページ、89ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 89ページでお願いします。10管教育費です。予算額3億9,180万3,000円に対しまして支出済額3億4,331万5,394円で、不用額が4,848万7,606円となっております。まず予算額のうち、繰越事業費9,420万円は、小学校の空調等の整備事業に対するものでございます。予備費からの充用が207万4,000円でございます。この内訳は、4項1目の社会教育総務費へ3万5,000円、同項4目老人福祉センター費へ9万5,000円、5項1目保健体育総務費へ194万4,000円を充用したものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） ちょっと前に戻りまして、その上で、19節負担金補助及び交付金



で、90万円の予算に対しまして、そのまま90万円が不用額になっております。内容は、木造戸建て住宅耐震改修の補助金でございましたが、申請がございませんでしたので、全て不用額となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 90ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 90ページでお願いします。2目事務局費、7節賃金で、予算額64万8,000円に対して、支出済額が53万6,915円、不用額11万1,085円が出ております。これは、30年度の当初予算では、指導主事1名を引き続き配置することとして、報酬として106万4,000円を計上しておりましたが、再任予定の指導主事が30年3月に体調不良のため週32時間と決められた勤務はできないということで退職の申し出がありました。年度末ぎりぎりの申し出であったため、後任の適任者も見つからず、30年度につきましては、当該指導主事を週2日程度の勤務で指導主事の職務分担のうち、専門性や経験を有する事務を行う臨時職員として任用しまして、報酬から7節賃金に予算を流用し、支出したものでございます。不用額につきましては、勤務実績による減でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 91ページ、92ページ、93ページ、94ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 94ページお願いします。15節工事請負費で、不用額が4,010万7,522円でございます。この主な要因といたしましては、繰越事業として実施した小学校の空調設備等整備工事費の不用額が4,010万3,080円ございますので、こちらが主な要因となります。

繰越事業につきましては、年度経過後補正ができませんので、不用額となったものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 95ページ、96ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 4項の社会教育費に予備費から13万円を充用しております。これは、1目社会教育総務費に3万5,000円、7節の賃金で地域活動指導員の賃金が不足したことにより、3万5,000円を充用しました。

99ページの4目に老人福祉センター費の中に9万5,000円を充用しております。これは、13節の委託料で、大広間空調設備故障による調査を実施したことに伴う予備費からの充用でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 97ページ、98ページ、99ページ、100ページ、101ページ、

102ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 5項保健体育費に予備費から194万4,000円の充用しております。これにつきましては、2目の体育施設費に充用したものでありまして、漁港グラウンドのナイター設備の漏電がわかりまして、その漏電の詳しい調査の委託を、調査を実施するために予備費から充用をし、調査を行ったものでございます。

それと、もう一つ18節、104ページに、済いません。なりますが、18節の備品購入費に24万円を充用しております。こちらも漁港グラウンド事務室のエアコンがガス漏れにより故障しましたが、修繕に要する経費が20万円以上という見積もりと、設置後15年以上が経過しているということを考慮しまして、新規に購入をするために予備費から充用し、対応したものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 103ページ、104ページよろしいですか。105ページまで。

以上で、執行部からの説明が終わりました。

次に、議案第43号の平成30年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを、ページを追って質疑を行います。

それでは、決算書、1ページをお開きください。1ページ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 世帯数と滞納の状況、短期保険証、そして、資格証明書の発行状況をお願いします。

○議長（是石 利彦君） ちょっと、事項別にまいりますので、そのときにもう一度御質問お願いできます。（発言する者あり）じゃないんです、まだ。頭から行っています。申しわけありません。

よろしいですか。2ページ。歳出に行きます。

3ページ、4ページ。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、1ページをお開きください。歳入1ページ、岸本議員。先ほどはどうも。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの報告をお願いします。世帯数、加入世帯数、それから滞納の状況です。滞納世帯数。それから、短期保険証と資格証明書の発行状況。あわせて、差し押さえのあれがありましたらお願いします。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） お答えします。

まず、世帯数です。世帯数は年度末の――済いません。一般被保険者の年度末世帯数は924世帯、それで退職被保険者の年度末世帯数は2世帯であります。

続きまして、滞納者数は、国民健康保険税滞納者数全体の数で158世帯であります。

そして、最後に差し押さえについてであります。差し押さえ件数は7件、配当件数は2件であります。

以上であります。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 短期保険証、資格証明についてお答えいたします。

短期保険証の発行世帯は43世帯となっております。資格証明につきましてはゼロ件というふうになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 2ページ、何ページですか、1ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、同僚議員が世帯数を聞いたんで、人数ってわかる。この時点でいい。それと、不納欠損の主なもの。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 被保険者数であります。年度末被保険者数、一般被保険者につきましては1,494人、退職被保険者につきましては6人であります。

それと、不納欠損につきましては28件でありまして、全て5年の時効によるものであります。以上です。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 資格証明の——短期保険証の発行世帯につきましては43世帯、87名でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、世帯数と人数報告があったんですけど、1,494人です。その中の子供、18歳未満は何人でしょう。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 18歳未満につきましては、今、手元に資料がございませんので、また、後ほど報告したいと思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） この第三者納付金の分で、第三者傷害による納付金が上がって、これ何件分のどんなもんかと、どんな内容やったか言える範囲で。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

第三者傷害による納付金でございますが、内容につきましては、傷害事故の分納、毎月1万円掛り12件となっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 9ページ。

歳出にまいります。10ページ、11ページ、12ページ、13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、15ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） この出産育児金、これでいうと何件分ですか。

出産育児金、一時金しかないけど、うち、前あったやん、30万円かなんか、祝金か、あれいなくなつたか、それも一緒に、覚えてない。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

出産育児一時金につきましては、5件分でございます。ただし、このうち4件は満額を、42万円の支出をしております。1名分につきましては、3月支払い分で7万1,580円、残りの42万円の差額につきましては、今年度のことしの4月に払ったような形になっておりますので、総計につきましては5名分となっております。

それと濟いませぬ。出産祝金については、ちょっと私の手元に資料もないし、もうかなり前にはなくなったというふうには記憶しております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（是石 利彦君） 後で聞いてください。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の満額払ってあるところが4件で、1件は満額払ってなくて、分けて払うというのはどういうことなんですか。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） この分につきましては、国保連合会からの請求がそういうふうに分けてきたということで、年度をまたいで支払いがあったのではないかというふうに思われますので、満額の42万円は、最終的にはお支払いしておりますが、平成30年度と令和元年度に分かれての請求ということになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 16ページ、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ。

歳入歳出全般についてありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、実質収支に関する調書、21ページ。

財産に関する調書、22ページ。

以上、決算書全般について御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 国保だけに限ったことじゃないんやけど、ちょっとお聞きしたいのが1点だけあって、何かともおレディースさんがもう産科のほうを廃業するとか、廃業せんとかいう話があるんですけど、これ町としてもかなり問題なんで、そういう情報はないです。それわからん。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） そういったふうな連絡は私のもとには今現在は届いておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。（発言する者あり）町長。

○町長（花畑 明君） ともおレディースさんの件に関しましてはお聞きしております。お聞きしておりますけれども、日時等もございませんので、まだ。詳しい内容はわかっておりません。

何はともあれ、産科に関しましては、大変重要なことですので、定住自立圏構想にも乗って、中津市民病院とさらなる交流を深めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、議案第44号平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。御用意できましたでしょうか。

それでは、決算書1ページをお開きください。2ページ、歳入、2ページ。

歳出に入ります。3ページ。

続きまして、事項別明細書、1ページ、歳入に入ります。1ページありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これにつきましても、世帯数と人数、お願いします。

そして、その中で普通徴収の方たちというのがどのくらいかという、何世帯ぐらいかという。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

後期高齢者については、世帯数ではなく、人数で把握しておりますので、特別徴収につきまし

ては、平成30年度、1,070名です。――済いません。合計が1,070名でございます、特別徴収が平成30年度808名、普通徴収者が平成30年度は262名となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 2ページ、3ページ、4ページ。

歳出に入ります。5ページ、6ページ、7ページまで。

歳入歳出全般についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、実質収支に関する調書、8ページ。

以上、決算書全般について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号平成30年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

いいですか。奨学金です。決算書、歳入です。1ページ、2ページ。

歳出、3ページ。

歳入歳出決算事項別明細書に入ります。

歳入、1ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この返納金に関してですけど、これは何人なんですか。また、その理由はどんなものですか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

返納金の27万円の収入でございますが、こちらにつきましては、平成19年度に貸し出しをしました1名が4年間貸し付けをしたんですが、4年目の3月31日に大学を退学し、本来であれば貸付金の一括返納をしていただくところなんですが、23年4月に一括返済というのは難しいということで、誓約書を取りまして、毎月2万2,500円を96月で分割して返納することとなっていた分の平成30年度分でございます。2万2,500円掛ける12カ月ということで27万円の滞納繰越分の貸付金収入が入っております。

なお、この1名分につきましては、今年度4月が最終で、全部完了はしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 2ページ、3ページ。

歳出に入ります。4ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 貸付金に関して、いつも聞くことやけど、今回は何件。それと、

あと高校と短大、専門学校、大学で、済いません。お願いします。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

貸付金の864万円の内訳です。大学生が12名、専門学校生が4名、高校生はゼロですので、合計16名に対して864万円の貸し付けでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、報告があったんですけど、定員というんですか、枠がありますよね。それとの比較ではどのくらいありますでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

奨学金条例におきましては、大学、短大、専門学校生で40名以内ということで、定員がなっておりますので、それに対して12名ですから、28名がまだ余分があったということでございます。

あと、高校生に関しましても、条例上では15名以内ということになっておりまして——済いません。先ほどの分、ちょっと訂正させていただいていいですか。申しわけございません。もう一度、大学、短大、専門学校で40名以内が、大学12名、専門学校4名ですから、16名の貸し付けをしたということでございます。申しわけございません。

高校生に関しては、15名以内ですけれども、貸し付けがございませんでしたので、15人がマイナスというか、余分がまだあったということでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について質疑はございませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、貸し付けの状況を聞いてみると、かなり枠があって、借りる人が少ないなという感じです。かつては定員よりもオーバーして申し込みがあって、借りれなかったというような苦情が寄せられたりしたことがあるんですけど、今、状況が随分変わっているなというふうに思います。30年度の予算を審議した際に、これ前町長の答弁なんですけど、答弁だったと思うんですけど、給付型奨学金の検討について、条件つきについて、近い将来考えなければならぬかなというふうに考えているという答弁あったと思うんですけど、現町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） 私のほうでは、今のところ全く白紙であります。果たして、このままの状態でもいいのかどうなのか、教務課ともお話をさせてもらってますけども、借りる方が少なくな

ったのは、世の中の情勢が随分変わってきたというのが一因と、子供さんも減ってきた等々、いろいろ考えられますので、その辺をしっかりと見つめて考え直していきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、せっかく町長がこう言ってくださったんで、ちょっとこれ委員会で聞こうと思ったんやけど、皆さんせっかくおるんで、奨学金が借りる方が減りよるのは、これち子供が減りよるか、今町長が言われたように減りよるのか、まだ分析できてないんでしょうけど、やっぱり調べてます、教務課のほうでは、アンケートみたいにしたりとか。

というのが、所得がある程度あるから借りなくてもいい人がふえてるのか、もうはなからあきらめている人がふえているのか、その辺が怖いんです。その辺はちゃんと教育長とかなんか、調査か何かされる予定ありますか。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） 今、山本議員おっしゃったとおりであります。これはしっかりと、先ほども言いましたけども、精査して、調べさせていただきまして、そういうあきらめるような子供がないように、1人でも2人でも多くの方がそういうことを利用していただいて、立派な社会人になっていただきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これからいろいろ考えていきたいということなので、あわせてこの問題も考えてもらいたいと思うんですけど、ちょっと最近、条例をちょっと見てないので、不安、不確かなんですけど、返還の期間が4年借りたら8年だったかと思うんです。そうすると、今、卒業したからといって、まともな給料がもらえるとは思えませんし、期間が短いというのがとても負担になっています。今、昔でいう育英会、今、名前が変わったと思うんですけど、あれはもっと期間が長いんです。町の場合も、ここら辺をちょっと考えていただけるといいかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） 全くそのとおりでしょう。ただ、正直者がばかを見ないように、こういう言葉もちょっとあれなんですけど、先ほど返納金を一度に返せないで、それもやっぱり教務課としては苦慮したと思うんです。けども、その方があと1回で終わる。これは素晴らしいことだと思います。ですから、そういう方たちに寄り添うような施策をしっかりと熟慮を重ねていきたいと思えますし、また、借りやすい条件、それとまた、先ほど岸本議員がおっしゃったように、返さなくていいということもあるんですけども、果たしてそれがきちっと反映されるかどうか



かというのも難しい問題であります。もう少しお時間いただいて、少し遅いと言われるかもしれませんが、僕ら毎日駆け足で頑張ってますので、どうぞその辺をよろしく願いいたしたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 次にまいります。

次に、実質収支に関する調書、5ページ。

次に、財産に関する調書、6ページ。

以上、決算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

決算書1ページをお開きください。2ページ、3ページ。

続きまして、事項別明細書。歳入1ページ、山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） この下水道受益者負担金の分で、これ何件分になるのかね。今、何件になるのかな。この2つを教えて。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

受益者負担金につきましては、調定額につきましては121人が対象となり、収入済額が118名ということでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 2つ言ったと思ったんやけど、滞納の分は何件。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

滞納繰越分につきましては、調定額については56名です。収入額が18人でございます。

○議長（是石 利彦君） 2ページ、3ページ、4ページ。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 4ページの真ん中辺にあります地方消費税還付金なんですけども、昨年の資料だと150万円ぐらいでした。ことしは734万4,935円と、かなり高額の還付金がありました。

私も商売をしていますので、消費税の計算が結構難しいですね。今後もぜひ、このように難しい計算ですけども、町にとって有益なことでするので、きちんとやってもらいたいということと、今回、なぜこのように734万円という金額が出たのか、教えてください。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えをいたします。

消費税の算定につきましては、一般課税方式と簡易課税方式というのがございます。本町の場合におきましては一般課税方式、これは実際に売り上げがあった消費税額から実際に支払った消費税を差し引いて、複雑な計算にはなるんですが、しっかり計算をして申告をし、という手法をとらせていただいております。

今回、734万4,935円という数字でございますが、これは平成29年度に、実際に下水道料金等として皆さんから預かった消費税額と、下水道の工事とか、あといろいろな物品を買ったときに支払った消費税、そのもらった消費税と払った消費税の差し引きをしたところ、工事等がたくさん、29年度は出ておりましたので、支払った額が多かったということで、差し引き今年度、こういった金額が還付を受けたということでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 歳入全般について御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 下水のこの最終的な普及率と件数だけ、つないで、接続世帯数。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

まず、普及率でございます。平成31年3月31日現在の値を申し上げます。

普及率につきましては、全戸数分の供用を開始した戸数によって計算をされます。ですので、全戸数3,038戸分の1,625戸で、53.5%が普及率でございます。

同様に、水洗化率でございます。これはどれくらいの世帯が下水道につないでいただいているかという率でございます。これは、供用を開始した戸数分の実際に接続をした戸数となります。

1,625分の806世帯、49.6%となっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 歳出に移ります。5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、歳出全般について御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 19節の水洗便所改造助成金、これ何件やったかな。ここ聞こうと思って。

○議長（是石 利彦君） 何ページ。

○議員（5番 山本 定生君） ごめんなさい、7ページ。

○議長（是石 利彦君） 7ページね。上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えをいたします。

水洗便所改造助成金につきましては、4万円の方、2万円の方、1万円の方がございますが、

それぞれ4万円の方が16人、2万円の方が3人、1万円の方が1人ということで、合計20人の方が利用されております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 以上、歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、実質収支に関する調書9ページ。

以上、決算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号平成30年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

決算報告書、第1ページ、2ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 支出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、3ページと4ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 支出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、5ページ、重要な会計方針に係る事項に関する注記。次に、損益計算書6ページ。剰余金計算書7ページ、8ページ。同じく7ページ剰余金処分計算書（案）。

次に、貸借対照表9ページ、資産の部10ページ、負債の部まで。以上、決算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第43号から議案第47号までの5議案は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については福祉産業建設委員会へ、議案第44号平成

30年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については福祉産業建設委員会へ、議案第45号平成30年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については総務文教委員会へ、議案第46号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については福祉産業建設委員会へ、議案第47号平成30年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については福祉産業建設委員会へ、以上のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

---

### 日程第18. 報告第6号 平成30年度吉富町健全化判断比率の報告について

○議長（是石 利彦君） 日程第18、報告第6号平成30年度吉富町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 報告第6号平成30年度吉富町健全化判断比率の報告についてです。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成30年度吉富町健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告いたします。

では、議案書29ページをごらんください。

実質赤字比率につきましては、平成30年度が黒字決算となっておりますので、算定されないという状況で、早期健全化基準の15.0%と比較すると、これを大きく下回っており、良好であります。

次に、連結実質赤字比率につきましても、平成30年度が黒字決算となっておりますので、算定されないという状況で、早期健全化基準の20.0%と比較すると、これを大きく下回っており、良好であります。

実質公債費比率につきましては、平成30年度8.3%となっております。前年度より0.4%の増ですが、早期健全化基準の25.0%を大幅に下回る良好な状況でございます。

将来負担比率につきましては、平成30年度は、将来負担額が充当可能財源等を上回ったため、1.7%と算定されました。しかし、健全化判断基準の350.0%と比較いたしますと、これを大幅に下回っており、良好ということでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 平成30年度吉富町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は平成30年度の財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

でありまして、審査終了日は令和元年8月26日であります。財政指標の算定の基礎となった書類等を慎重に審査した結果、適正に作成され、法令等に照らし、財政規模の算出過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値を大幅に下回っており、良好であると認めました。令和元年9月2日、吉富町監査委員 矢岡匡、同守口賢二郎。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 以上で、報告説明を終わります。

---

### 日程第19. 報告第7号 平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告 について

○議長（是石 利彦君） 日程第19、報告第7号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 議案書の31ページをお願いいたします。

報告第7号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、平成19年法律第94号第22条第1項の規定により、平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計における資金不足比率につきましては、資金不足が発生せず、算定されませんでしたので、監査委員の意見をつけて、その旨を報告いたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計経営健全化比率の意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、公共下水道特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記録した書類でありまして、審査終了日は令和元年8月26日であります。財政指標の算定の基礎となった書類などを慎重に審査した結果、適正に作成され、法令などに照らし、財政規模の算定過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の20%を大幅に下回っており、良好であると認めました。令和元年9月2日、吉富町監査委員 矢岡匡、同守口賢二郎。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

---

**日程第20. 報告第8号 平成30年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について**

○議長（是石 利彦君） 日程第20、報告第8号平成30年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） それでは、33ページをお願いいたします。

報告第8号平成30年度吉富町水道事業会計資金不足比率について、御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、平成19年法律第94号第22条第1項の規定により、平成30年度吉富町水道事業会計資金不足比率につきましては、平成30年度は資金不足が発生せず、算定されませんでしたので、監査委員の意見をつけて、その旨御報告いたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君） 平成30年度吉富町水道事業会計経営健全化審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記録した書類でありまして、審査終了日は令和元年8月26日であります。財政指標の算定の基礎となった書類などを慎重に審査した結果、適正に作成され、法令などに照らし、財政規模の算定過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の20%を大幅に下回っており、良好であると認めました。令和元年9月2日、吉富町監査委員 矢岡匡、同守口賢二郎。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

守口監査委員は退席されて結構でございます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。再開は2時45分。

午後2時37分休憩

午後2時45分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

---

**日程第21. 議案第48号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について**

○議長（是石 利彦君） 日程第21、議案第48号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第48号については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第4号）については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

---

日程第22. 議案第49号 令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第22、議案第49号令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。御用意できましたか。

補正予算書1ページをお開きください。いいですか。よろしいですか。これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ。歳入に入ります、歳入2ページ。歳出3ページ。次に4ページ、事項別明細書、総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に歳入、6ページ。歳出、7ページまで。歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、8ページ、補正予算給与費明細書、9ページ、10ページまで。以上、補正予算全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第49号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

日程第23. 議案第50号 令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第23、議案第50号令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追っての質疑を行います。補正予算1ページ。補正予算実施計画2ページ。予定貸借対照表、3ページ、4ページ。補正予算明細書、5ページ、6ページ。以上、補正予算全般について御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 補正でちょっと何点かお聞きしたかったんやけどね。今回、補正をしなければいけなかった主な理由と、あとこの草刈り委託料とかこの緊急時の受水とか今、入ってきた、その説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） それでは順にお答えさせていただきます。

まず、委託料についてでございます。草刈り清掃の委託料でございます。こちらにつきましては、当初予算におきまして幸子の浄水場、別府浄水場の草刈りを想定いたしておりますが、これを年間2回委託にて行い、あと残りにつきましては職員で対応いたしておりましたが、人員の減等もございまして、職員で対応するのはなかなか困難という状況になっておまして、今年度、追加で、それぞれ4回分を3月まで追加をして業者委託をいたしたく、22万6,000円の追加予算を計上させていただいております。

続いて、修繕費でございます。幸子浄水場ろ過装置修繕費でございます。こちらにつきましては、当初予算にて、こちらにつきましては幸子の浄水場にろ過装置が2基ございます。その2基は毎日、その2基を使って水をつくっているわけでございますが、今年度、当初予算におきまして外装がかなりさびが進んでいるということで、253万円の予算をいただき、ことし、改修工事をする予定にいたしておりましたが、先般、福岡県の立ち入り監査があるということにあわせまして、内部におきましても十分な調査を行いましたところ、内部にもさび等が進行しているという状況が判明いたしましたので、今年度、内部、外部、両方をあわせて一斉の補修を行いたく、合計金額としましては総工事金額といたしましては2,350万円が想定されますので、その差額を追加するというので、今回、1,782万円の増額補正を計上いたしたところでございます。

あわせてその下の受水費でございます。緊急時の受水費ということで、475万2,000円を上げさせていただいております。こちらは先ほどの修繕に伴うものでございます。先ほど申しましたように、現在、幸子浄水場ではこの2つの2基のろ過装置を使いまして1日1,200トンを浄水をいたしております。今回、この工事をするに当たりまして1基ずつ、1基に約1カ月はかかります。1基ずつとめて順番に1基目、2基目という形で修繕をやりようと思っております。そうしますと、1日600トン浄水ができなくなりますので、それに見合う600トンを京築水道企業団のほうから、今、いくらか余裕がございますので、600トンその期間、購入をして、断水がないような対応を取りたいということで、2カ月間600トンを受水する費用を計上いた



しております。

なお、単価につきましては6月からの単価でございますトン120円に消費税10%を掛けた金額で475万2,000円という金額となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 修繕ちゅうのは必要です、飲み物ちゅうのは、水道はもう一番大事なところなんで、するのは当たり前やけど、途中で見つかったちゅうことは、そのさびとか、そういうのちゅうのは、例えば急にパッと出てくるもんやないよね。僕が聞いたかったのは、大雨か何かで緊急があったんかなと思ったんやけど、そうじゃなかったみたいなんで、こういうのちゅうのは点検って定期的にやりよらんかったんかね、どうなんかね。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 先ほど申しましたように、このろ過装置につきましては、本来、当初の計画では3基つくって、そして2基を常時運転、1基は点検で、3基でローテーションを組むという計画でございましたが、1基が大体1億円ほどかかります。ということで、まずは暫定的に2基をつくって運転していこうということで、平成6年から約25年ほど運転をしてまいりました。ということで、1基とも長い期間、休むことができなかったわけでございます。今回、たまたま昨年度、天仲山の上に2基新しい配水池ができました。あれによりまして、今までよりも長い期間、そこにたくさんの水をためられますので、長い時間、水道の浄水をとめて点検ができるようになったということがございまして、半日ほど水をとめて水を全部1回抜いて、総点検をすることが今回、できたところでございます。今までも短時間で点検をすることができたんですが、長時間じっくり点検をするというのは今回が初めてできたわけでございます。そういった形でしっかりと内部の点検ができて、悪いところが見つかったということで、早急に改修をしたいということで、今回のお話になったわけでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今までできんやっただけできた、大変よかったんだろう。結果オーライちゅうたらそれまでなんやけど。さびというのは人体的な被害ちゅうのはないんだろうけど、健康的なものは抜きにして、それで受水する我々住民が何か支障があるとか、そういうのはない。後、これを公表するとか、皆さんにこういうことがあったけど、きれいにしますとか何かするんかなと。ちょっとそこだけ教えて。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 水道につきましては、当然、水道水として売るための水質の基

準がございます。そちらにつきましては、毎月、専門の機関に当然、水の審査をしていただいて、全項目につきましては十分、100分の1以下程度の基準値以下の数値で毎月推移をしております。その結果につきましては、町のホームページ等で誰でも、いつでも見れるような形で公表いたしております。

今回のこの改修につきましては、当然、そういった水の水質を守って水を供給するというのは最低限当たり前のことでございますので、今回の改修で特段水質が悪くなるというようなことは想定はいたしておりません。また、当然そういうことがないような工事をやりますし、水質のチェックもいたしますので、特段、それに伴って水質がどうこうなります、わざわざ安全ですよというような啓発は考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 補正予算書全般についてほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第50号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）については福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第24. 議案第51号 令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第24号、議案第51号令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追っての質疑を行います。補正予算1ページ。補正予算実施計画2ページ。予定貸借対照表3ページ、4ページ。補正予算明細書5ページ、6ページ。給与費明細書7ページまで。以上、補正予算全般について御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 濟いません、この工事費とちょっと若干違うんやけど、確認だけさせてほしいんやけど、あれ、去年の話よね、広津の交差点、あそこを下水を通さないとという話で、早急にする、あれは全部終わってるんですかね、そこから確認させてください。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 議員おっしゃいましたキグナスの前の交差点でございます。下水道の工事は無事もう完了いたしております。今現在はもうその先の幸子古区のお寺の入り口まで本管が延びていってるところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）については福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第25. 議案第52号 教育長の任命について

○議長（是石 利彦君） 日程第25、議案第52号教育長の任命についてを議題といたします。

皆尺寺教育長は同議案の当事者でございますので、退席を求めます。

〔皆尺寺教育長退席〕

○議長（是石 利彦君） 担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書39ページをお願いいたします。教育長の任命について。吉富町教育長に次の者を任命したいので、同意を求めます。

住所、上毛町大字東上2801番地、氏名、皆尺寺敏紀、昭和32年11月25日生まれ、任期、令和元年10月5日から令和4年10月4日まで。理由、令和元年10月4日をもって任期が満了する皆尺寺敏紀氏を再任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、町議会の同意を求めます。

皆尺寺氏は、豊前築上郡内の小学校の教諭、教頭、校長、福岡教育大学附属小倉小学校の教諭、副校長、また京築教育事務所では主幹指導主事、副所長兼人事管理主事、支所長を歴任し、平成29年4月1日から吉富町教育長に就任いたしました。

教育長在職中は、学校教育分野では、学力向上検証委員会を核とした学校支援の充実、寺子屋吉富の拡大、吉富教師塾の実施、長期的展望に立った教職員の人事配置の推進、小中学校の連携強化による一貫性のある教育の推進など、確かな学力を育み、心豊かでたくましく生きる力を養う学校教育を進めてまいりました。

また、子供発達支援専門員の配置の拡充、家庭教育相談定例協議会の立ち上げなど、特別支援教室の充実を行いました。さらに、吉富小学校に学校運営協議会の設置、広報よしとみや学校だよりを活用した地域に開かれた学校づくり、地域住民を対象とした公開授業と意見交換会などの

実施など、開かれた学校づくりを行いました。

社会教育部門では、各種後援会の実施、八幡古表神社の乾衣祭の習俗調査などを行いました。

このように、学校現場、県の指導主事、教育事務所長、教育長として、その豊富な知識と経験によるこれまでの実績を踏まえ、本町教育長に就く人材として最適任者であると思っております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。  
以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対し御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 済いません、今、るる課長から説明がありました。再任者でありますので多くを聞く必要はないと思いますが、町長は新町長ですので一言、補足がありましたら。町長のお気持ちでもありましたらちょっと教えてください。この方へ。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） 前教育長の任期途中による任命でありましたね。それはまあ皆さんも御存じだと思います。バトンタッチをしていただいて、頑張ってくださいと思います。本来であれば、吉富在住の方がいいのかなとも考えますが、令和の時代にやっぱり皆尺寺教育長さんもやり残したこともあるんじゃないかというお話もさせていただきまして、であれば、私たちと一緒に、議会とともに、独立行政としてあなたの考えのもと、頑張ってくださいかということで力強い返答をもらったところであります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議案となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号教育長の任命についての同意を求める案件は、同意をすることに決定いたしました。

皆尺寺教育長の入場を許可します。

〔皆尺寺教育長入場〕

---

#### 日程第26. 議案第53号 教育委員会委員の任命について

○議長（是石 利彦君） 日程第26、議案第53号教育委員会委員の任命を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。議案書40ページをお願いいたします。教育委員会委員の任命について。吉富町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、吉富町大字幸子845番地3、氏名、向野美和子、昭和26年8月20日生まれ、任期、令和元年10月1日から令和5年9月30日まで。理由、令和元年9月30日をもって任期が満了する寺岡好信氏の後任として向野美和子氏を任命したいので、地方教育行政及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

向野美和子氏は、大分県立芸術短期大学を卒業後、音楽教師でピアノの講師を務めておられました。昭和55年に自宅でピアノ教室を開き、現在に至っております。その間、吉富町学校運営協議会制度導入検討委員会委員、吉富小学校学校評議委員、吉富小学校運営協議会委員を歴任、その他の活動といたしましては平成7年11月から現在に至るまで吉富小学校読み聞かせボランティア「まほうのかばん」にも所属され平成17年から平成30年までこの会の代表を務めておられました。このように、教育について深い識見を有しておりますので、吉富町の教育委員会委員として最適な方であると思っております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（是石 利彦君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対し御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 質疑あります、済いません。この件についても先ほど課長からする説明がございましたが、町長から何か一言ありましたら補足をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） 先ほど課長から説明をしていただきました。従前より吉富町の教育環境の改善にとっても前向きな御意見を持たれている方だなというふうには、傍らで眺めておりました。梅津議員とも少しお話したこともありましたが、大変温かい雰囲気の中で、吉富町の教育環境を大きく前進させてくれるのではないかと期待を持って任命をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第53号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論ありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） もう一度、反対討論はありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 反対討論なしと認めます。これにて質疑討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よつて、議案第53号教育委員会委員の任命についての同意を求める案件は、同意することに決定いたしました。

---

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 3 時 11 分散会

---